

第1回 北区多文化共生推進検討会 議事要旨

日時：令和5年8月28日（月）午後2時～4時

場所：区役所別館2階 職員研修室

1 開会

【事務局】ただいまより第1回北区多文化共生推進検討会を開会いたします。私は、事務局を務めます総務課長の内山と申します。よろしくお願い申し上げます。それでは、開会に先立ちまして、総務部長の中澤よりご挨拶申し上げます。

【事務局】総務部長の中澤でございます。今回は委員をお引受けいただきまして、誠にありがとうございます。

北区の多文化共生に対する取組としては、指針を策定して計画的に進めているところですが、ものすごく進んだという状況ではございません。課題はまだ山積していると考えてございます。区議会の第3回定例会が始まりますが、そこにおきまして北区の基本構想、最上位の総合計画を策定することとしております。その中におきましても、「年齢や性別、国籍など一人一人の個性を尊重し認め合い、誰もが自分らしく輝き、差別偏見がなく、安心して暮らせるまちの実現に向けた取組を推進する」としてございます。そういった基本構想の下、多文化共生の指針も策定していきたいと考えてございます。外国人区民の人数も、過去最高を更新しているという状況にありまして、外国人区民の存在感もますます増すと考えてございます。そういった将来も見据えて、多文化共生はどうあるべきかについて、皆様のご意見を頂戴したいと考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 委員の委嘱及び自己紹介

(委員の委嘱、委員自己紹介)

3 会長及び副会長の互選

【事務局】次第の3に移ります。会長及び副会長の互選でございます。資料2、本検討会の設置要綱をご覧くださいませでしょうか。第5条に、会長及び副会長の選出は、本検討会の委員の互選とあります。ここで事務局からのご提案ですが、学識経験者で北区の状況にも大変詳しくおられる村上一基委員に会長を、土田久美子委員に副会長をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】ありがとうございます。それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。

【会長】会長を仰せつかりました村上です。北区に多様な区民の方が住んでいらっしゃいますが、全ての区民の方が活躍して、豊かな暮らしになれるような多文化共生推進プランと一緒に検討できればと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

【事務局】ありがとうございます。次に、副会長ご挨拶をお願いいたします。

【副会長】副会長を仰せつかりました土田と申します。私自身も北区の住民でありまして、そういう意味では研究者として、そして同時に北区の住民としても皆様と一緒にによりよいものを作っていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】ありがとうございます。ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。

4 諮問

【会長】では、ここから私のほうで進行いたします。それでは、次第の4、諮問について、事務局から諮問文の読み上げをお願いいたします。

【事務局】それでは、資料3、諮問書をご覧くださいませと存じます。こちらは、北区長が本検討会の会長へ、東京都北区多文化共生推進検討会設置要綱第2条第1項の規定に基づき、意見を求めるものでございます。

諮問事項でございます。1 北区多文化共生指針の評価及び改定について、2

その他必要な事項について。諮問理由でございますが、北区多文化共生指針は北区における多文化共生の推進のための基本的な取組を示す方針である。指針は、指針策定の平成 30 年 7 月からおおむね 10 年間で推進期間としており、策定から 5 年後に評価を実施するとともに、社会情勢や進捗状況等に基づき、必要に応じて見直しを行うものとされております。当指針は今般、指針策定から 5 年が経過したことを受けまして、指針に基づく区取組への評価をお願いするとともに、令和 6 年度中の見直しを目指し、指針の改定につきまして検討会の意見を求めるものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

【会長】 区長からの諮問がありましたので、今後、本事項について本検討会で検討を進めていくこととしたいと思います。では、次に、次第の 5 の検討会の運営について、事務局から説明をお願いいたします。

5 検討会の運営について

【事務局】（資料 4 のとおり、傍聴等の取扱いについて説明）

（異議なし）

【会長】 では、本検討会としては事務局の説明について、了承することとしたいと思います。それでは、次第の 6 の議題に入ります。（1）の北区における多文化共生の取組と現状について、事務局からご説明をお願いいたします。

6 議題（1）北区における多文化共生の取組と現状

【事務局】 資料 5 北区多文化共生行動計画実績報告書をご覧ください。この計画は、北区多文化共生指針に基づきまして、多文化共生を推進する個別の事業をまとめたもので、計画期間は令和 4 年度から 6 年度までの 3 か年でございます。

3 ページをご覧くださいと思います。令和 4 年度の主な事業、取組を記載してございます。まず、日本語教室の開催でございます。外国人が日常生活において

日本語でコミュニケーションが図れるよう、令和3年度から開始しております。今年度につきましては、夜間クラスを1年間にわたり開催するなど、日本語学習の重要性を踏まえ、拡充しているところでございます。次に、ホームページの多言語化についてです。外国人が母国語で情報を得られるよう、令和5年4月に北区公式ホームページの翻訳対応言語を4言語から108言語へ拡大いたしました。仕組みといたしましては、区のホームページの日本語が、その方のスマートフォンやパソコンの設定言語に合わせて、自動的に翻訳されるというものでございます。その下は、北区国際交流紙の発行でございます。行政、生活情報等を掲載した情報誌を年4回、英語、中国語、ハングル、フランス語、ベトナム語の5か国語と「やさしい日本語」の併記で作成し、配布をしているところでございます。6ページの「やさしい日本語」普及事業でございます。こちらは区職員を対象として、窓口で「やさしい日本語」を使用するため、研修を定期的実施しているところでございます。次に外国人のための防災講座でございます。災害などの非常時に備えまして、外国人も地域の活動の担い手であることから、外国人の方々にも防災知識の普及啓発を目的とした研修会を実施しているところでございます。その下は、行政窓口での通訳業務などを行うボランティアの登録をしていただき、学校等の求めに応じ、ボランティアの皆様にご活躍をいただいている事業でございます。

7ページは、計画の体系図となっております。9ページから11ページにかけては、個別事業の一覧表となっております。全体では69事業で、事業No.の横に計画より進んでいる事業には「◎」、計画より遅れている事業には「△」をつけてございます。計画より進んでいる事業は4事業ございまして、遅れている事業は2事業となっております。そのほかにつきましては、計画どおり進んでいるところです。計画どおりに進んでいるものを簡単にご紹介申し上げますと、No.39「北区子育てガイドブックの多言語化」、こちらは専用QRコードを使うことにより、ユーザーの使用言語に合わせて、翻訳文を表示できるように改めたところでございます。それから、No.43「北区日本語教室」、3年度から施行実施し、4年度から本格実施しているところでございます。No.49「地域の多文化共生活活性化事業」、こちら

は東京都の地域の底力発展事業助成を活用いたしまして、西が丘三丁目自治会と東洋大学の皆様が連携した多文化、多世代の交流事業を実施しているというものでございます。それから、No.66「大学などと連携した外国人の地域参画の促進」では、帝京大学院の協力を得まして、外国人向けの防災講座を実施いたしました。これら4事業につきましては、予定よりも早く進めてきているところでございます。一方で、計画よりも遅れているものもございます。No.31「夜間・休日診療情報の多言語化」でございます。医師会と関係団体との協議につきまして、コロナが蔓延していた状況から、なかなか協議が進まなかったための遅れとなっております。現在、協議の再開に向けて調整をしているところでございます。それから、No.32「障害福祉情報の多言語化」、障害者福祉の冊子の多言語化を検討しているところでございますが、優先度の高い窓口での申請書類などの多言語化を進めているところで、冊子につきましては、引き続き検討をするというものです。ホームページの多言語化が進んでおりますので、そちらに委ねていくように改めていきたいという意見も出ているところでございます。

45 ページからは資料編といたしまして、北区の外国人人口の推移を掲載してございます。令和5年1月時点では外国人人口は2万4,307人、国籍別では半数が中国で、韓国・朝鮮、ベトナム、ミャンマー、ネパールと続きます。なお、8月時点での速報値では、外国人人口は2万6,030人に増え、外国人割合は7.3%と、いずれも過去最高を更新しているところでございます。49 ページからは、友好都市の紹介で、中国北京市西城区、アメリカカリフォルニア州ウォールナットクリーク市との交流についてご紹介をしているものでございます。以上でございます。

【会長】どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問などございましたらお願いいたします。特になければ、次の北区外国人意識・意向調査の実施について、事務局から説明をお願いいたします。

6 議題（2）北区外国人意識・意向調査の実施について

【事務局】資料6 北区外国人意識・意向調査の実施について、ご覧ください。北区多文化共生指針の改定に当たりまして、外国人区民の生活実態や区に対する意見・要望を把握し、現状の分析や今後の多文化共生の推進に役立てることを目的としまして、アンケート方式による外国人意識・意向調査を実施するものでございます。今回は、令和元年11月～12月に実施しております。対象者につきましては、区内在住の18歳以上の外国人区民2,000人。中国・台湾が1,000人、韓国・朝鮮200人、ベトナム200人、そのほかの国籍600人でございます。住民基本台帳から年代、地域別に無作為により抽出いたします。北区では定期的に北区民意識・意向調査を実施しておりまして、日本人区民の多文化共生に関するニーズなどはそちらで把握が可能となっておりますので、この調査では外国人区民をターゲットとしております。調査の時期は、令和5年11月、1か月程度を予定しております。郵送により調査票を配布いたしまして、郵送またはオンラインにより回答を回収いたします。今回から新たにオンラインによる回答方法を追加し、回収率の向上や多言語化による回答者の利便性の向上を図りたいと思っております。回答率は40%を目標としたいと考えております。調査項目(案)については、別紙1のとおりでございます。新規の項目は八つでございます。北区での居住地域、一番使うSNS、感染症の発生時に必要な対応、近くに住む人との付き合い、地域活動への参加状況、多文化共生に関する取組の認知度、北区の取組に対する満足度と重要度、居住意向を新たに追加しております。そして、前回調査から削除した項目が四つございまして、性別、日本語のことで困ること、北区の暮らしやすさ、日本人からの差別の有無及び状況でございます。削除した項目につきましては、ほかの質問の中で補足できるようにしております。

続きまして、別紙2をご覧ください。「やさしい日本語」版の調査票の案をお示ししております。「やさしい日本語」のほかに、中国語版、ハングル版、ベトナム語版、そのほかの国籍の方につきましては英語版を同封する予定でございます。今後の予定でございます。11月に調査を実施いたしまして、集計分析を開始してまいります。また、生活の困り事などの調査をより充実させていくために、アンケート

のほかに12月に外国人団体との意見交換会を実施する予定でございます。現時点では区民まつりに参加をしていただく外国人団体を対象としてヒアリングを行いたいと考えております。調査の結果につきましては、令和6年3月の議会報告、公表を予定しております。以上でございます。

【会長】ありがとうございました。こちらについて、ご質問やご意見などはございますか。

【委員】資料6別紙1、暮らしについてのQ17で、近くに住む人とのトラブルの経験とは、例を挙げるとごみ出しとか、そういうトラブルが一番多いのでしょうか。

【事務局】Q17につきましては、前回の調査にもあった項目でございまして、一番多かったものは、言葉の言い間違いでございました。他には、ごみの出し方、部屋の騒音、臭いの問題などが多かったという結果になっております。

【会長】資料6の別紙2を見ていただくと、具体的に選択肢が出ていますので、何か加えたほうが良い項目とかがあれば、ご意見いただいてもいいのではないかと思います。

【委員】私の経験では、居酒屋に飲みに行ったときに、外国人の方が働いているのですが、そういう方は言葉遣いも丁寧だし、対応もいいですね。だから、そういう働いている方とただ居住している人の違いがどうなのか。言葉の問題とか、そういうのを分析していただくのがいいのかなという気がしています。

【事務局】先ほど、委員のほうからあまりトラブルはないというお話をいただきましたが、やっぱり地域の中では細かい部分ではいろいろ課題があるのだらうと思います。一方で、今回この指針を見直すときの考え方の一つとして、外国人の皆さんに日本の習慣とかをご理解いただきたいというところがありながらも、我々日本人のほうも外国人の皆さんが地域で生活しやすいようにできる限りの努力とか、理解を深めていくというところが非常に大事だと思っていますので、今回、双方向でご議論をいただきたいと思っておりますし、今、お勤めになっている方とそうじゃない方で違いもあるというお話もございました。ご意見を基に、クロス集計、分析できたらなというふうに思っております。ありがとうございます。

【委員】1点お伺いしたいことがあります。子育てや教育について、私も2人の子どもの育児をやっておりまして、Q23に実際に学校に行っている子どもが困ったことも入れていただければ助かります。

【事務局】Q23-3では「お子さんが学校で困っていることはありますか」という設問も作っております。そうしたところからお子さんの状況とかは調査できるかなというふうに思っています。ただ、ここで一つ課題なのが、お子さん自身だと記入ができないので、どうしても親御さんから見た感じの回答というふうにはなってしまうかなと。

【委員】かしこまりました。

【委員】日本は、子どもが生まれるときに母子手帳がありますね。外国の方も母子手帳を持っていると、保健師さんがその人のおうちへ訪ねてくるのですね。外国の人にしてみると、それは本当に心強く、とても喜ばれていました。今はそれがなくなってしまったのかなと思うのですが、どうなってしまったのかな。

【事務局】今もやっております。ただ、日本人でも外国人でも、それぞれご家庭の事情を抱えている場合がありますので、その場合にはご家庭に行く回数を増やす、しっかり定期的に見させていただく。今、区内には健康支援センターが三つありますが、どのセンターも10名から20名ぐらい保健師が在籍しておりまして、いろんなところでつながりが持てるように、ご相談あるいは新生児の訪問に対応しているところがございます。それから、言語が分からないといった場合には、同時通訳や、翻訳の機械も備え置きまして、なるべくコミュニケーションが図れるよう、やっているところでございます。

【委員】そうですか。引き続きお母さんをフォローしていらっしゃるというのを聞いて、とても安心しました。ありがとうございます。

【会長】ほかの方、いかがでしょうか。

【委員】委員にお聞きしたいのですが、外国人の方へお祭りなど地域活動に参加してもらったとき、どういうふうに声をかけているのか教えていただけるとありがたいです。

【委員】今、都営住宅にバングラデシュ国籍のお子さん、保護者合わせて120名ぐら

い、大体 30 世帯ぐらいいらっしゃるのですが、みんな母国のコミュニティとしてつながっているのです。ただ、そのコミュニティが地域のコミュニティから外れてしまっていて、地域のイベントに参加するというのはほとんどなかった状況でした。今は、自分の担当地域で、宗教食の給食を提供してくれる保育園があって、そこはハラルの対応をしているからみんな行こうと言ってくれるので、そこでたまたまつながらせていただきました。

あと、自治会の会長から都営住宅の号棟長をやってもらっているというバングラデシュの方を紹介していただいて、日本語も堪能で、その方からいろんなイベントの情報を発信していただいて、だんだんいろんな方が来てくれるようになってきたところです。来月も、ハラルチキンをみんなで食べようというイベントを企画して、都営住宅は隣が近いので、スパイスの臭いが課題になっていたのですが、文句言っていた人も「こんなおいしいのだったらもっと作ってよ」と言う人もいたりして、そういうお互いの文化を知るというイベントもやらせていただいています。

【委員】自分の町会でも外国人の方はほとんどお祭りに参加していないので、参考にしたいなと思います。

【委員】ほかの神様を祭っているお祭りには参加できないという声もあったりするそうです。自分も知らなくて、毎回教えてもらっているのですが。

【委員】北区としては、Q26 地域活動への参加は新規の項目ですよね。今後、どういう取組方で行こうかというものはあるのですか。

【事務局】やはり方向というのは、地域に、社会にどんどん入ってきていただきたい。日本人も外国人も関係なく、コミュニティというものをつくっていただきたいというところがあります。その中で、今の傾向としてどのようなことに参加されているか、あるいは参加したいかみたいなものを、今回ヒントにして、皆さんこういうイベントには興味がありそうなので、集まっただけなんですって、そういう共有もできればいいのかなと思っているところです。

【委員】実は、町会の方が声をかけてくださって、うちの学生たち 20 人ぐらいがお祭りに参加するという話がでています。うちの学校はもう 34 年になるのですが、町

会長の方にお話を聞いたら、ずっとあるのは分かっていたけれど、外国人の学校にどんな人がいるか分からないから、なかなか声がかげづらかったと。おみこしを担ぐのが 100 人ぐらい必要で、その住民の方はほとんど参加されない、参加したとしても足りないみたいなのです。できれば近所の人に関わってもらいたいという意向があって、うちの学生が参加してもらえるのはありがたいということで、今回そういう話になったのです。宗教的な問題があるかもしれませんが、日本語教室みたいところで声かけすると、割と興味を持つ外国人はいるのかなと思いました。

それから、もう 1 点、先ほどの子育て、教育のところですが、Q24 に保育園、幼稚園、学校には行っていないという項目があって、実は学校に行かせていない親御さんがいらっしゃるというのを聞きました。私もびっくりして。それは家庭の方針ということなのですが、じゃあ将来どうするかというと、そこまではあまり考えていない。法律的なところは私も分からないのですが、この子育てについて、選択肢が 1 から 9 まであるのですが、行かせないというのはここにはない。その他になると思うのですね。もしかしたらそれもコミュニティの中で話をしていけば、小学校、中学校ぐらいは通わせるようにはなるのかなというふうに思ったりしたところがあります。

【会長】補足ですけど、外国籍の児童生徒については就学させる義務はないので、そこが問題なのです。義務づけていないので生じてしまうという、制度的な問題はあります。

【委員】祭りの話に戻りますが、おととい、自治会の盆踊り大会に子どもと保護者が参加したのですが、やはり日本語ができる人がメインなのです。外国人もそういう祭りに非常に興味があると思うのです。北区役所は情報について翻訳とか通訳いろいろ頑張っているのですが、各自治会ではまだ少ないので、参加したくても、できない外国人が多いのかなと思います。

【会長】ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。先ほどの Q24 学校に行っていないところで、「行かせていない」を選択肢に入れるのは、逆に行かせなくていいみたいな選択肢を見せてしまう場合もあるので、微妙なところだとは思いまし

たが。

【委員】地震・台風の対応についてです。災害が起きたときに、外国の方が実際に避難場所に避難したときにもめごとが起こる可能性はあると思うのです。言葉の行き違いや、文化の違いで。そういうとき、町会としてどういう対応を取ったらいいかというのは、指針として北区のほうでつくっておいてくれると、ありがたいなと思うのですが。

【事務局】ありがとうございます。先ほどの地域のお祭りに参加するに当たって、どこに相談したらいいのか分からないとか。地域の皆さんもどういう外国人のコミュニティがあって、どういう方にお話を持っていったらいいのか分からないというところの、結びつけみたいところがなくて。ですから、行政としては多言語化するということところはひとつ大きなところとしてあります。地域のコミュニティあるいは自治会を結びつけていくに当たっては、どうしても言葉が通じないといった壁がありますので、例えば通訳の人材に行っていただけるような仕組みをつくるどうか、そういう方向性はあるかと思っておりますので、今回の改定の中で検討していけるのかなかなと思っています。またあわせて、外国人同士の皆さんがつながる機会をどういうふうにつくるのかということも、ひとつポイントになるのだろうと思っております。日本人と外国人だけじゃなくて、国籍が違う外国人同士の皆さんがつながっていくということも必要だというふうに思っておりますので、その辺りで私どもがさせていただいておりますのが、10月の区民まつりでございます。ようやくコロナが落ち着いて、4年ぶりに区民まつりを開催します。大体十二、三か国ぐらいの皆様に出店をしていただき、自国の文化やお料理をご紹介する場となっております。そこでも日本人と外国人、外国人と外国人の皆様につながりができると、すごくいいのかなかなと思っています。あと、そういった皆様と今年の冬に意見交換を行いたいと思っておりますので、今日のお話しも共有させていただきながら、検討を進めていければいいのかなかなと思っております。

【委員】地域とのつながりのところですが、地域の活動って、自治体のレベルから、都営住宅で住民が集まって手芸をやるようなもの、大学生が子どもの居場所をやるも

のまでいろいろあるのですが、外国籍の方になかなか伝わっていないという話があって、住民レベルでやっているようなものを、多言語翻訳してくれると、イベントやお祭りとか、少しハードルが下がるのかなと思います。

あと、自分が今関わっているときに、保育園と小学校・中学校の書類が日本人から見ても大変で。なので、保育園・幼稚園で困っていることのところで、「お知らせが分からない」もあるのですが、ここじゃないところで手順の難しさみたいなことを少し聞けたりするといいのかなと思いました。

【会長】ほか、いかがでしょうか。ちなみに先ほど項目を四つ減らしたとおっしゃっていましたが、減らした経緯についてご説明いただけると。

【事務局】削除した項目が四つあるのですが、一つ目が性別について。性別については、クロス集計などして分析に活かせるかもしれないですが、結果を確認して、それに対して何かできるのかと言われると、そこまで検討が進まないのではないかと。今、多様性の社会の中であまりそこを聞いていなくてもいいのではないかと。削除をさせていただきました。そのほかの項目、日本語のことで困ることですか、外国人ということで差別を受けた経験があるとか、そういったことについてはほかの項目の中で補足できるので、削除したところ。項目を増やしてしまいますと、回答率に影響が出てしまうので、外国人の方の負担にならないよう減らせるところも検討したところでございます。

【会長】性別はどうですか。残しておいたほうがいいのではないかなと、私は思うのですけど。

【副会長】性別を問わないというのはもちろん昨今の傾向ではありますが、同時に性別に選択肢を設けることによって、例えば「その他」とか、「回答しない」とか、回答の仕方ですね。後ほど実際に対応策を考える際に、有益なエビデンスというものがあがる可能性もありますので、選択肢を設けることによって聞くのも有効なのかなと思います。委員の皆様はどうでしょうか。

【委員】私は聞いたほうがいいと思います。それこそ、バングラデシュの方とお話ししていて、日本語の勉強についてなのですが、ご主人のほうは「奥さんが、日本語が

できないから日本語を教えて」って言ってきたのですが、奥さんのほうに何が困っているかと聞くと「困っていない」という答えが多かったのです。ということは、女性と男性でそれぞれ違うのかなというふうに思ったりしたので、あったほうがいいのかと思います。

【会長】それぞれの文化背景によって、まだジェンダー差が強く残っている国もありますので、そこは残しておいたほうがいいのかと思います。結果として、使えない可能性もありますが。

【事務局】「答えたくない」とかの選択肢も設けつつ、お聞きするようにしたいと思います。

【委員】委員にお聞きしたいのですが、日本人のお子さんも通学していますよね。外国人の方が運営していて、そこに日本人の子どもが入っていくから、逆バージョンになるわけですが、難しいところがあれば教えていただけると。

【委員】一番難しいところは法律です。なぜかというと、日本では小学校から義務で行くのがあると。幼稚園ですと、日本国籍の親が自分の子どもを自由にインターナショナルスクールに入学させることができるのですが、小学生になりますと必ず日本人学校に入らなければならない。ですが、当学園にも、お父さんとお母さんが日本人で、子どもも日本人というケースが数人います。残念ですが、小学生になりますと彼らはインターナショナルスクールに通うことができません。

【会長】ありがとうございます。ほかに調査については、大丈夫でしょうか。そうしましたら、次に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

6 議題（3）改定指針の構成・内容について

【事務局】それでは、資料7改定指針の構成・内容についてご覧ください。この資料は、改定指針の章立てなどを案として記載したものでございます。指針の構成といたしましては、四つの章で構成をしております。

まず第1章、北区の取組みの評価では、これまでの区の取組みに対する評価をお願いしたいと思っております。評価の方法でございますが、皆さんに採点とかをして

いただくようなものではなくて、北区で生活をしていく中で感じていること、評価できること、あるいは不足していることなどを述べていただきながら、そうしたご意見を基に、事務局のほうでまとめていきまして、来年の夏頃に文章にしたものをお示ししたいと考えてございます。

それから第2章、北区の現状と課題でございますが、国や東京都の多文化共生の施策に関する動向、外国人人口の状況をはじめとした現状と多文化共生における様々な課題について、まとめていきたいと思っております。こちらにつきましても、皆様のご意見、外国人の意識・意向調査の結果も参考にしながら、事務局のほうで明文化をしてみたいと考えてございます。

それから第3章、多文化共生を推進するために、まず基本理念、実現すべき将来像について記載いたします。それから基本目標、施策の方向、推進体制。この推進体制でございますが、先ほど課題でも出てきました、外国人同士の皆様をつなぐような取組み、あるいは外国人と日本人の皆様をつなぐ取組み、それから相談体制、こういったものを組織体制の中にどう盛り込むかというところが、ひとつ大きなポイントになっているかと思っております。今、実際区のほうで、相談体制一つ例に取りますと、それぞれの課がご相談を個別にお受けをしているという形になってございます。そうした組織体制の在り方、あるいは区役所と接点を持ってない方々に対してのご案内、そうしたものもどういうふうに考えて一体的に進めていくかというのが、大きな視点かなと思っております。

次の第4章、重点施策でございますが、基本目標ごとに施策の方向性を踏まえた重点施策、課題解決に向けた視点などをより具体的にまとめてまいります。なお、資料では第1章に外国人意識・意向調査結果を入れてございますが、第2章の北区の現状のところに入れたほうが、つながりがいいのかなというふうにも感じているところでございます。この辺り、少しご意見をいただければと考えてございます。ご説明は以上でございます。

【会長】 それでは、ご質問やご意見などございましたらお願いいたします。

おっしゃっていた1章の外国人意識・意向調査ですが、1章と2章をまとめても

いいのかもしれないですね。北区の現状と課題のところ、これまでの取組の評価を入れてもいいのかもしれないです。いかがでしょうか。

特に問題がなければ、次に移らせていただきたいと思います。検討スケジュールを事務局からご説明をお願いいたします。

6 議題（4）検討スケジュールについて

【事務局】資料8をご覧ください。検討会のスケジュールについてです。検討会につきましては、全部で6回を予定してございます。第1回は本日です。第2回は今年の11月から12月頃に開催をいたしまして、多文化共生の現状と課題について、現状の把握や課題の抽出などを進めてまいります。第3回につきましては、来年の2月頃に開催をいたしまして、外国人意識・意向調査の結果報告、それから指針の評価及び目指すべき姿等の方向性について、検討をお願いしたいと考えてございます。第4回は来年の8月頃、夏頃に開催をいたしまして、事務局からこれまでの議論を踏まえました改定指針の答申案をお示ししたいと考えてございます。これは答申のたたき台、いわゆる冊子に近いものをイメージいただきたいと思いますのですが、記載内容について委員の皆様からのご意見をいただき、答申をまとめていきたいと思っております。なお、冊子の内容の全般をその場で確認することはなかなか難しいというところもあるかと思っておりますので、委員の皆様は冊子をお持ち帰りいただく中で、書面などで後日ご意見をいただく方法も想定をしているところでございます。そして、令和6年9月頃に区長へ改定指針の答申を行いまして、庁内で共有を図りたいというふうに考えてございます。それから第5回、こちらについては令和6年11月頃を予定しております、答申の内容を改めて精査をいただきまして、区民向けとなる改定指針の中間のまとめについてお示しをさせていただきます。この中間のまとめについて、パブリックコメントの実施をお諮りしたいと考えてございます。第6回は令和7年2月頃に開催をいたしまして、こちらが最終回と想定してございますが、パブリックコメントの結果について、ご報告をさせていただきます。そしてさきの中間のまとめに区民意見をどのように反映させていくかなどをご相談、ご

議論をいただければと考えてございます。その後、庁内で検討会でのご議論の共有を図りまして、改定指針の最終案をまとめまして、区議会へ報告。令和7年3月に改定を完了させるスケジュールとしてございます。その場で全てを決定することではありませんので、次回に向けて当然検討を続けなければいけないもの、あるいは時間が足りないということであれば期限を設けて、また改めて意見のほうを頂戴できるような、そういう流れを考えてございます。

【会長】スケジュールについて、いかがでしょうか。大丈夫そうでしょうか。では、本日の議題はここまでになります、全体を通して何かございましたら、ご意見、ご質問、ご提案などいただければと思います。

私のほうで提案なのですが、3か月に1回ぐらいのペースで会議をするわけですが、せっかくいろんなことに携わっている方がいらっしゃるのも、もしよければ全体で情報共有できるようなメーリングリストなどを作っていただいて、何かイベントがあるとか、そういうのをぜひ共有していただけるといいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(「結構です」の声あり)

【事務局】では、皆様からいただきました名刺のアドレスのほうで、メーリングリストを作成させていただいて、情報共有などしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【会長】区役所からも、ぜひいろいろ情報をいただければと思います。ほか、いかがでしょうか。特になければ、事務局にお返しいたします。

7 閉会

【事務局】本日の検討会におきまして、大変有意義なご意見、ご質問をいただきまして、誠にありがとうございました。いただきましたご意見につきましては、会長、副会長とご相談をさせていただきながら、修正等を進めてまいりたいと考えてございま

す。

次回につきましては、11月から12月頃の開催を予定しております。それから、改めて資料をご覧いただきまして、ご意見ご質問がありましたら事務局のほうまでお寄せいただければと思います。それでは以上をもちまして、第1回検討会を終了いたします。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。